

平成25年第1回  
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

平成25年7月19日

西多摩衛生組合議会



# 平成25年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 平成25年7月19日(金)午後2時10分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 健朗

出席議員

1 番 原 成兆	2 番 下野 義子	3 番 森 巨
4 番 榎澤 誠	5 番 鴻井 伸二	6 番 荒井 紀善
8 番 水野 義裕	9 番 濱中 俊男	10 番 大野 聰
11 番 町田 成司	12 番 柳川 英司	

欠席議員

7 番 小宮 國暉

西多摩衛生組合

事 務 局 長	加藤 秀樹	参 事	島田 善道
総 務 課 長	鈴木 啓治	業 務 課 長	松澤 昭治
施 設 課 長	石川 良仁		

構成市町職員

青梅市清掃課外課長	小澤 龍司	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	野島 保代	瑞穂町住民部長	田辺 健



平成 2 5 年 第 1 回 西 多 摩 衛 生 組 合 議 会  
臨 時 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 25 年 7 月 19 日 ( 火 )  
午後 2 時 10 分 開 議  
西 多 摩 衛 生 組 合 大 会 議 室

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について



平成 2 5 年 第 1 回 西 多 摩 衛 生 組 合 議 会  
臨 時 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 ) 追 加 の 1

平成 25 年 7 月 19 日 ( 火 )

西 多 摩 衛 生 組 合 大 会 議 室

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 承認第 2 号  
専決処分の承認を求めることについて  
( 西 多 摩 衛 生 組 合 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 )

日程第 6 議案第 4 号  
基幹的設備改良工事 ( 自動燃焼制御装置改良工事 ) 請負契約について

日程第 7 議案第 5 号  
西 多 摩 衛 生 組 合 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て





総務課長（鈴木啓治） 大変お待たせいたしました。2時15分から臨時会を予定しておりましたが、皆様おそろいということで、もしできましたら、このまま引き続き臨時議会の方を始めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（鈴木啓治） それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後2時10分 開会

臨時議長（大野 聡） それでは、改めましてこんにちは。

本日は、平成25年第1回西多摩衛生組合議会臨時会のため、公私ともお忙しい中、多数のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、初議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の私が臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員現在数12名、出席議員11名、欠席議員1名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成25年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

臨時議長において行う議事日程は、お手元にご配付いたしました議事日程（第1号）といたします。

日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席の指定につきましては、臨時議長が定めることになっておりますので、ただいま、ご着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定されております指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により決定することといたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定をいたしました。先ほど議員総会の審議の中で、議長に私、大野聡議員を指名していただきましたので、私が私を自ら推選することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長に大野聡議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました大野聡議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いただきました私、大野聡が議長

に当選させていただきました。ありがとうございます。

議会会議規則第 23 条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ただいま指名によりご推選いただきました議長の承諾、就任のごあいさつをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、図らずも年長議員ということもありましたし、当番は福生市ということでございまして、私が議長に推選されました。先ほど事務局の方からお話ございましたように、3市1町の構成ということで、西多摩衛生組合、これからも皆様のご協力をいただきながら、管理者には構成市町に際しても、いろいろなことも申し上げる場面もあるかと思えますけれども、議会一致協力して、皆様のご協力で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

どうもありがとうございました。

それでは、臨時議長の職務を終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 14 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

議長（大野 聡） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、管理者より発言の申し出がございますので、これを許します。並木心管理者。

管理者（並木 心） 改めまして、皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成 25 年第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会の招集を申し上げましたところ、猛暑の中、また大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、それぞれの構成市町の議員としてのご活躍をいただいているところでございますが、同時に西多摩衛生組合の議員としても、ご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

さて、組合の事務事業の状況でございますけれども、西多摩衛生組合環境センターでのごみ処理業務につきましては、平成 24 年度、昨年度の構成市町からのごみ搬入実績を申し上げさせていただきますと、約 6 万 3,500 トンで、平成 23 年度と比較いたしますと 1.2%、約 750 トンの減量となっております。

また、平成 24 年度には、東日本大震災により被災地で発生した災害廃棄物の広域処理を実施するため、東京都市長会・町村長会並びに西多摩衛生組合構成市町の意思決定のもと、東京都が策定いたしました災害廃棄物受入処理事業スキームに参加し、宮城県女川町の災害廃棄物の受入れを行いました。

平成 24 年 6 月 11 日から平成 25 年 3 月 22 日までの受入期間における実績は、約 1,400 トンでありました。西多摩衛生組合といたしましては、微力ながら女川町における復興の一助に貢献できたものと考えております。

当環境センターでのごみ焼却処理にあたりましては、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところでございます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成 24 年度の浴場施設利用者数につきましては、1 日平均で 440 人、年間では約 13 万 4,600 人の多くの方々にご利用をいただき、地域交流の拠点として、また、地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

当組合といたしましては、今後とも利用者の要望を取り入れながら、地域への還元施設としての住民の

福祉の向上に、さらに貢献してまいりたいと考えております。

さて、今次臨時会には、専決処分の承認案件1件、契約案件1件、人事案件1件、合わせて3件の議案をご提案申し上げております。いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、あいさつを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大野 聡） 以上で管理者の発言は終わりました。

この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程（第1号）に、先ほど、お手元に配布いたしました議事日程（第1号）追加の1を追加いたします。

これより、追加日程に入ります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において、

- 1番 原 成兆 議員
- 2番 下野 義子 議員
- 3番 森 亘 議員
- 4番 榎澤 誠 議員
- 5番 鴻井 伸二 議員
- 6番 荒井 紀善 議員
- 7番 小宮 國暉 議員
- 8番 水野 義裕 議員
- 9番 濱中 俊男 議員
- 10番 大野 聡 議員
- 11番 町田 成司 議員
- 12番 柳川 英司 議員

以上のとおり指定をいたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

- 1番 原 成兆 議員
- 2番 下野 義子 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） それでは、諸報告をさせていただきます。

まず、はじめに、本臨時会の招集通知につきましては、平成25年7月12日付け、西衛発第326号をもちまして、管理者より議会あてに、平成25年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程の順序により、進めることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

議 長（大野 聡）以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、追加日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、7月19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定をいたしました。

次に、追加日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項に規定されている指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、副議長に小宮國暉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました小宮國暉議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小宮國暉議員が副議長に当選されました。

なお、本日、小宮國暉議員は欠席されておりますので、議会会議規則第23条の規定による当選の告知及び本人からの当選の承諾につきましては、別途書面にて手続きをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、追加日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま議題となりました承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年の東京都人事委員会勧告に準じ、管理職にかかる給与制度を、平成25年4月から改定することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、羽村市職員の給与に関する条例の一部改正と同様の内容にて専決処分を行っております。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第2号、及び承認第2号附属資料のとおりであります。主な内容といたしましては、一般職給料表（1）を、これまでの7級制から6級制に改め、部長職の給料を新6級として定額化するとともに、統括課長職と課長職の職務の級を新5級として統一しております。

これに伴い、部長職につきましては、昇給制度を廃止するほか、生活給的な色合いの強い、扶養手当及び住居手当を支給対象外とするとともに、課長職についても、住居手当を不支給としております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（大野 聡） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第6、議案第4号、基幹的設備改良工事（自動燃焼制御装置改良工事）請負契約についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第4号、基幹的設備改良工事（自動燃焼制御装置改良工事）請負契約につきまして、ご説明申し上げます。

当組合では、組合市町から排出される可燃ごみを将来にわたり安全かつ安定的に処理していくため、ごみ処理施設の経年劣化に適切に対処し、現有施設の延命化を図ることを目的とし、西多摩衛生組合環境センター長寿命化計画を策定しております。

施設の延命化対策の基本的な考え方は、主要設備である自動燃焼制御装置の改良・更新を基準とし、計画的にごみ処理施設の基幹的設備の改良・更新工事を行っていくこととしております。

この長寿命化計画の概要であります。平成 10 年に稼働を始めました現在のごみ処理施設に対し、まず、施設稼働後、15 年目を迎える平成 25 年度、今年度から平成 28 年度までの 4 年間をかけて、第 1 期基幹的設備改良工事を実施し、施設全体の性能水準の回復を図り、施設稼働後 30 年を迎える平成 40 年度までの安定稼働を目指しております。

そして、平成 40 年度には、比較的軽微な第 2 期基幹的設備改良工事を実施することにより、さらに施設稼働後 40 年を迎える、平成 50 年度までの延命化を目指すものであります。

本案は、第 1 期基幹的設備改良工事における平成 25 年度事業として、当組合がごみ処理施設に求める施設機能及び性能水準を維持・制御する上で最も重要となります。自動燃焼制御装置改良工事請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、基幹的設備改良工事（自動燃焼制御装置改良工事）、契約の方法は、随意契約。契約金額は、5 億 8,590 万円、契約の相手方は、東京都江東区木場 5 丁目 10 番 11 号、株式会社 I H I 環境エンジニアリング、代表取締役社長、荻野政之、契約の期間は、契約確定日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日までとしております。

工事の概要ですが、旧式かつ老朽化が顕著となった自動燃焼制御装置のコンピュータ機器類を更新し、機能回復を図るとともに、機器の制御に、これまでの実績に基づく改良を加えることにより、さらなる省エネルギー化を図るものであります。

なお、契約方法及び工事の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） それでは、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（自動燃焼制御装置改良工事）請負契約につきまして、本工事の契約の経過の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案第 4 号附属資料 1 ページをご覧ください。

初めに、見積もりの経過でございます。本契約は随意契約でございますが、契約に際しては入札形式により、行ったところでございます。当組合の予定価格 5 億 6,950 万円に対しまして、株式会社 I H I 環境エンジニアリングの見積金額は表にございますように、3 回目の見積額、5 億 5,800 万円で予定価格に達したことから決定になったものでございます。なお、附属資料の見積金額は消費税を含まない金額となっております。

次に、1 ページおめくりいただきまして、A 3 サイズになりますけれども、3 ページをご覧ください。基幹的設備改良工事の請負契約についてという資料でございます。左上に総括とございますけれども、そちらのところからご覧ください。

本工事の請負契約につきましては、担当部署と検討を重ね、当組合内部にございます契約事務協議会におきまして、現在の環境センター・ごみ処理施設建設時における性能発注方式の性質を熟慮し、調査研究を行ってまいりました。

この結果、基幹的設備に関する改良・更新工事につきましては、プラント施工業者を特定の事業者指名し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号に基づく随意契約によることが必要不可欠であるとの調査結果に至りました。

そして、この調査結果を受け、指名業者選定委員会において指名業者の適格性の判定及び選定に関する必要事項を協議したところ、先ほどの契約事務協議会の考えと同様に、以下に申し上げます三つの理由により、プラント施工業者と随意契約することが妥当であり、ひいては当組合の長期的な利益につながるのと結論に至り、管理者に報告を行わせていただいたところでございます。

随意契約を選択した理由の1点目といたしましては、総括の下にまいりますけれども、1の性能保証の確保についてございまして、現在の西多摩衛生組合ごみ処理施設建設時の工事発注仕様書に掲げられているプラント全体の性能保証・機能保証を永続的に維持していく必要があることによるものでございます。

現有施設の性能保証・機能保証については、施設建設時に性能発注方式を採用したことにより、プラント施工業者による設計保証として永続的な保証がなされております。しかし、今回の基幹的設備改良工事の対象設備である自動燃焼制御装置のように、ごみ焼却プラントの性能保証に付随し、プラントメーカーの知的財産権を含む改良工事につきましては、プラント施工業者以外の者に設計をさせ、運転管理環境等に重大な変更を生じた場合には、付随する全ての設備が性能保証の対象から外れてしまうこととなります。

このため、競争入札の方法による契約と比べ、契約の目的、内容に照らし、それに相応する技術、経験等を有する相手方を選定して契約を締結することが、組合の目的を達成する上で、より適切であり、長期的な利益につながると判断したところでございます。

次に、2点目の理由といたしましては、2の事業継続性の確保についてございまして、安全かつ安定的なごみ処理を行っていくため、工事の施工に伴う全炉停止期間を極力短期間とし、限られた工期内で完全かつ効率的に実施する必要があることによるものでございます。

万一、工期の遅延等によりごみ処理施設の稼働及びごみ処理に影響が生じた場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、ほかの清掃工場へ支援要請を行わざるを得ない状況となり、多額の委託経費が必要となります。

プラント設備の設計は、プラントメーカー独自の開発技術によるもので、既存施設を熟知していないほかのプラントメーカーでは、当組合の指定工期内の施工は不可能であると、客観的に判断することができます。このことから、安定的な事業継続の観点からも安全、円滑かつ適切な施工が確保できる相手方と契約締結することが、より有益であると判断したところでございます。

そして、3点目の理由といたしまして、3ページの右側部分に移りますけれども、3の循環型社会形成推進交付金の活用についてございまして、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、基幹的設備改良工事の経費削減を図るため、交付金対象事業の基準となる二酸化炭素でございますところのCO<sub>2</sub>排出量削減効果を継続的に測定し、一元的に管理する必要があることによるものでございます。

基幹的設備改良工事は多額の経費が必要となりますが、CO<sub>2</sub>排出量削減効果の高い改良工事を付加することで、交付金対象事業とすることができ、工事経費総額の3分の1相当額を財源として確保することができます。

第1期基幹的設備改良工事によるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果については、既設の設備と密接不可分の関係にあり、既存施設の複合的な設備構造を把握していない他のプラントメーカーでは、交付金対象事業の基準を満たす削減率を達成することが困難であると判断できます。

また、交付金対象事業の基準となるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果を、4カ年度に渡り同一の施工業者により一元的に管理させ、改良・更新工事による削減率達成効果の責任の所在を明確にする必要がございます。

以上のことから性能保証・機能保証を担保しつつ事業の継続性を確保するとともに、循環型社会形成推進交付金制度の活用を図るため、当組合のプラント施工業者である株式会社IHIの系列会社で、環境管

理設備部門を管轄する株式会社IHI環境エンジニアリングと随意契約することが、組合の利益を確保する上でも妥当であるとの結論に至ったところでございます。

随意契約に伴う適正な工事内容及び設計金額の確保につきましては、第三者機関であります公益財団法人・東京都環境公社との設備保全管理技術支援業務委託により確保しているところでございます。

なお、基幹的設備改良工事の財源措置については、今年2月議会定例会の時点では、本契約締結議案の上程とあわせ、7月、この臨時会で補正予算として、お示しする予定でいたことから、仮契約締結後、契約金額から交付金内示額を差し引いた残りの部分の財源について、東京都と起債の借入れに向けた調整を行ってまいりました。

しかしながら、現時点では、まだ東京都から借入要望額についての同意はされておりませんので、今後、要望額が国の予算枠に入り、借入可能額が確定した後、基幹的設備改良工事の財源措置、具体的には交付金ですとか、公債費、一般財源になろうと思えますけれども、こういった財源措置を次回、11月議会定例会に補正予算案として上程させていただき、ご決定をいただきたいと思いますと考えております。

以上で、契約関係についての説明とさせていただきます。なお、工事内容等の詳細につきましては、島田参事よりご説明申し上げます。

以上でございます。

議 長（大野 聡） 島田参事。

参 事（島田善道） 続きまして、私の方から工事概要についてご説明をさせていただきます。附属資料の4ページと5ページをお開き願いたいと思います。

まず、自動燃焼制御装置の改良工事につきましては、4ページの資料左側上段にまとめてございます。

のオペレータステーションから のリモートI/O盤の主要装置に、 のITV監視装置等の付属機器を加えて実施をする工事となっております。

各装置の役割につきましては、下段の図及び5ページのイメージ写真に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、 番のオペレータステーションは、中央制御室に6台設置をされております。この装置は、工場の現場に設置してあります各機器を運転したり、あるいは停止したり、そういった操作と、要するに工場内の温度、圧力等の監視業務につきまして、運転員が中央制御室にいながら操作できる装置でございます。この装置で、運転員がプラントの機器をコントロールしていくこととなります。

次に、 のプロセスコントロールステーションは、データ集計室に全部で7台設置してございます。この装置は、一番重要な装置でございまして、現場に設置してあります、各機器の運転状況や温度・圧力等の計測データを瞬時に把握をいたしまして、 のオペレータステーション装置にデータを送り、運転員と現場の機器類との中継役をする装置となっております。

運転員が、操作した内容が、現場機器の現状と違いがある場合等については、各装置の計測機器の状況を把握しまして、機器を安全に動作させ、運転員の誤操作を防止するために自動的にプラントを制御する装置となっております。

のデータベースステーションは、各機器の運転データ、履歴、圧力、温度等の計測等のデータの収集と保存を行う装置でございます。

次に、 のエンジニアリングワークステーションは、画面やプログラムソフトの編集をする役割がございまして、プラントのシステム全体のメンテナンス用の機器でございます。万が一、自動燃焼制御装置に不具合が発生した場合には、この機器でソフト等の修正をしていくこととなります。



のデータ処理装置は、日報、月報、年報等の帳票を作成し、保存する装置でございます。

のリモートI/O盤は、現場に設置をされておりまして、各機器の運転状況と圧力や温度等の計測データを受信いたしまして、のプロセスコントロールステーションにデータを送信する装置でございます。一日約7,000点のやり取りを行っている装置でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、今回一緒に工事をする機器類のイメージ写真となっております。燃焼状況等の監視をするITV、及び計測機器の発信器や各データを常に記録表示する記録計等についても、一緒に工事を行うことで、新しいプラントの制御システムの改良を実施するのが、今回の自動燃焼制御装置改良工事となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページは本工事の工程表となっております。本工事は、毎年実施をしている施設維持整備工事期間で、表中の「緑色の全炉停止期間の21日間を」有効的に活用しながら、平成26年1月から3月にかけて、集中的に工事を実施していきます。

各炉の「赤い実線の期間が実質的な工事期間」となります。1号炉は、1月15日から2月22日。2号炉は、1月18日から2月8日。3号炉は、1月23日から3月8日の期間となります。

また、共通設備は、全炉停止期間に実施をし、完了をする予定でございます。

そのページの表の一番下をご覧ください。一番下に「ピット残量」という欄がございます。そのずっと横にいきまして、2月の5日から10日にかけて、最大3,617トンのごみ堆積を予想してございます。

過去の全炉停止期間での実績で、4,000トン程度までの堆積がありましたが、プラント運転に影響なく、ごみ焼却をしております。したがって、本工事の実施に伴って発生するごみ堆積等の対応につきましては、他の工場への広域支援を想定しないで、ごみ焼却が可能であると判断をしているところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

本工事におけます設計積算につきましては、第三者機関であります東京都環境公社に積算の支援業務を委託しております。上段の表は、その主な指摘事項について、まとめたものでございます。

上段の表の が、第三者機関による精査後の最終的に消費税を含んだ5億9,797万5,000円が今回の設計金額となっているところでございます。

具体的な精査及び支援内容は、下記の表になりますが、まず、積算の基準となります、参考資料は、表記のようになっておりまして、東京二十三区清掃一部事務組合の積算資料が主なものとなっておりますが、環境公社独自の実績等を踏まえて積算の精査を行っているものであります。

2点目の業者見積もりへの対応といたしましては、部品、材料、労務単価について、数量・仕様・規格等の詳細を明記させるなどして、いわゆる過剰な仕様にならないような精査をしているところでございます。

また、労務費関係につきましても、作業内容に合わせました労務費を提出させることで、労務費の明確化を図るための精査をしてございます。

次に、4点目の設計金額算出の根拠についてでございますが、まず材料費については組合では0.85掛け、一律15%削減として基本的に算出をしております。組合の設計段階では、表の右側になりますが、1回目として、約4,500万円程度が業者見積もりより減額となっております。第三者機関による精査後は、電気盤の部品類において、20%の削減をした方がいいという指摘がありまして、さらに、約920万円ほどの減

額となっているところでございます。

次の労務費につきましては、右側の表にありますように、業者見積もりの中で、疑義が生じた職種について、変更をしてございます。

業者見積もりでは、人工につきましては、電算機技術者と、あるいは電工、こういった二種類でございましたが、組合では、これを電算機技術者、技師B、そして電工の三種類に細分化をいたしまして、設計基準に基づく労務単価を当てはめて積算をしてございます。

その結果、左側に労務単価表がありますが、それぞれ、業者見積もりの単価と差があることから、第1回目の組合設計では、約5,000万円ほどの減額となっているところでございます。

さらに、第三者機関の精査では、今回の工事につきましては、電子計算機保守点検委託の歩掛という設計基準があるそうでございまして、それに基づきまして、さらにその内容が変わりまして、電算機技術者、それから組合では技師にしたのですが、第三者機関では技術員と、電工というような感じで分けをしまして、各々単価が違いますので、さらに、約1,400万円ほどの減というふうになってございます。

表の青色の箇所は、平成25年度当初に、国から技能労務職の単価の変更がございました。最新の単価を使用するよう要請がありましたので、今回、単価を変更してございます。旧単価と新単価の差額で、電工費用が、新単価ですと、約260万円ほど増額となっているところでございます。

これらの諸経費・消費税を含めまして、最終的な組合設計額といたしましては5億9,797万5,000円となったところでございます。

さらに、組合としては、今回の自動燃焼制御装置は、他の清掃工場ごとや、プラントメーカーごとに独自性がございまして、統一した積算が難しいことなどを考慮いたしまして、設計金額を客観的に判断するために、参考として、他の清掃工場との契約実績等との比較も行っているところでございます。

9ページをご覧願いたいと思います。

9ページの上段の表は、他の清掃工場との比較をまとめたものでございます。表の右から4列目に、自動燃焼制御装置の更新までの経過年数が記されております。当組合を除く施設の更新年数は、平均で13.5年となっています。これに対しまして、西多摩衛生組合の経過年数は15年というふうになっているところでございます。

契約金額は、どの工場も高額な金額となっております。工事内容については、同一ではなく、下段の表にもありますように、簡易的な比較をしても、工場ごとに内容が違ってしまうと思いますが、当組合を除いた契約金額の平均は、約7億2,000万円ほどでございます。1トン当たりの平均単価が、約146万円となっております。

これに対しまして、西多摩衛生組合の、現在、仮契約でございますが、契約金額は5億8,590万円、1トン当たりの単価は、約122万円となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） よろしいですか。それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第4号、基幹的設備改良工事（自動燃焼制御装置改良工事）請

負契約についての件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第7、議案第5号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、原成兆議員の除斥を求めます。

(原 成兆議員除斥)

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) ただいま議題となりました議案第5号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員の中から監査委員を選任するため、議会の同意をいただきたく本案を提出するものであります。

同意を求める者の氏名は、原成兆氏で、住所は、東京都西多摩郡瑞穂町長岡長谷部191番地、生年月日は、昭和24年7月21日であります。

任期につきましては、平成25年7月19日から平成27年4月30日までであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(大野 聡) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第5号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

原成兆議員の除斥を解除いたします。

(原 成兆議員着席)

議長(大野 聡) ただいま、監査委員に選任されました原成兆議員にごあいさつをお願いいたします。

監査委員(原 成兆) ただいま当議会におきまして、監査委員に推していただきました原成兆でございます。代表監査委員を補佐しながら、組合議会としての、専任としての監査委員、職務を全うしながら精一杯、当組合の監査業務に当たっていきたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。(拍手)

議長(大野 聡) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成25年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

なお、ここで、ただいま議会選出の監査委員の選任について同意されました原成兆議員に対する辞令交付式が行われますので、もうしばらくお待ちください。

午後3時00分 閉会